

生息・生育地保護区の指定について

平成23年度に「生息・生育地保護区」に指定しようとする地区について、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)に基づき、平成24年2月6日(月)から平成24年2月26日(日)までの間、滋賀県公報に公告し、公衆の縦覧に供して、指定しようとする区域の住民および利害関係人からの意見を受け付けを行いました。提出された意見はありませんでした。

なお、指定については、条例第21条第7項により指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針を告示しなければならないことから、3月中に告示を行い施行日を平成24年3月31日に予定しています。

1. 平成23年度に指定を予定している生息・生育地保護区 醒井養鱒場サルオガセ類生育地保護区(米原市)

2. 公告日

平成24年2月6日(月) (平成24年3月31日施行予定)

3. 指定に関するスケジュール

平成22年に、専門家の協力により指定予定地区の生物調査

平成23年4月～12月 指定区域の検討、関係機関への説明・調整等

6月および11月 専門委員会での検討

平成24年2月 公告・縦覧

3月 県議会環境・農水常任委員会へ報告

(以降予定)

3月 指定告示

4. 現在までに指定した生息・生育地保護区

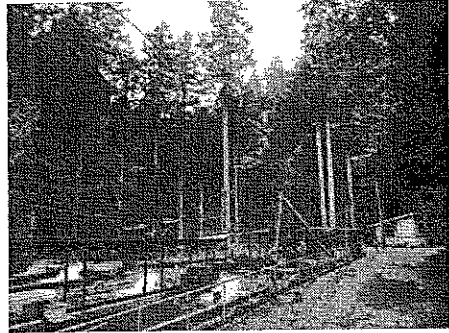
- 「地蔵川ハリヨ生息地保護区」(米原市:H20.4.1施行)
- 「山門湿原ミツガシワ等生育地保護区」(西浅井町:H20.4.1施行)
- 「油日サギスゲ等生息・生育地保護区」(甲賀市:H21.3.1施行)
- 「布施溜・新溜水生植物生育地保護区」(東近江市:H22.3.31施行)
- 「瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区」(甲賀市:H22.3.31施行)
- 「佐目風穴コウモリ類および石灰岩性植物生育地保護区」(多賀町:H23.3.31施行)
- 「甲津畑町セツブンソウ生育地保護区」(東近江市:H23.3.31施行)

醒井養鱒場サルオガセ類生育地保護区の概要

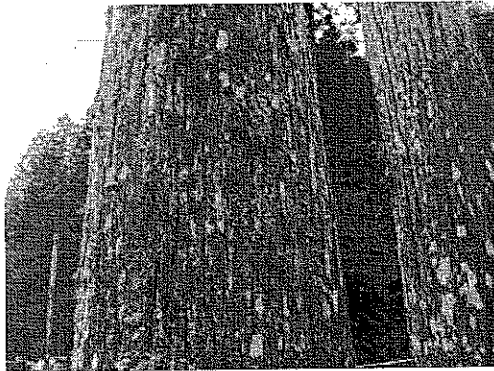
- 所在地 滋賀県米原市上丹生 醒井養鱒場内の一部
- 面積 0.9ヘクタール
- 保護対象種 アカサルオガセ、ドロガワサルオガセ、コフクレサルオガセ、トゲサルオガセ、トゲワタサルオガセ、ウスベニヒゲゴケ、アカヒゲゴケ、ウツロヒゲゴケ

○ 環境管理の指針の概要

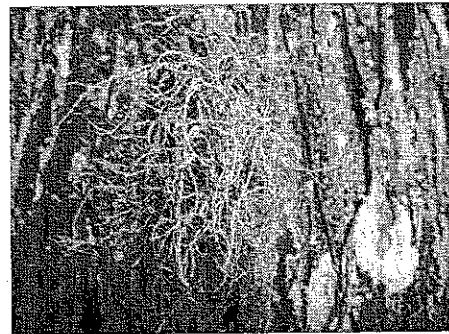
・指定にかかる希少野生動植物種のうち、ウツロヒゲゴケとドロガワサルオガセ、アカサルオガセの3種が着生しているスギ10本を伐採したり、スギの生育に影響を及ぼす行為を行わないものとする。



保護対象種が着生しているスギ



サルオガセ類着生の様子



アカサルオガセ

区域図

